

小金井市グリーン購入ガイドライン

- グリーン購入とは、製品の原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境への負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品等」という。）を優先的に購入することです。
- このグリーン購入ガイドラインは、環境物品等の調達を推進するための基準となる対象品目及び判断の基準を示すもので、国及び東京都のガイドラインにもとづいて作成しています。市が率先してグリーン購入を一層推進するため、本ガイドラインにもとづいて環境物品等を購入します。
- 実際に購入する際には、「環境省グリーン購入法.n e t」や市が会員になっている「グリーン購入ネットワーク」のエコ商品ねっと等のホームページも参考に物品の選定に役立ててください。

- 1 用紙
- 2 文具・事務用品
- 3 文書保存箱
- 4 機器類
- 5 O A機器
- 6 照明
- 7 自動車
- 8 制服・作業着・作業手袋
- 9 寝装寝具
- 10 納入印刷物
- 11 衛生用品
- 12 ごみ袋等
- 13 参考
 - (1) 環境ラベル
 - (2) 低排出ガスステッカー

1 用紙

特定調達品目	判断基準	配慮事項
複写機（コピー）用紙	総合評価値 80 ポイント以上であること （総合評価値は外箱や包装紙に記載されています。）	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
OA用紙（フォーム用紙等）	古紙パルプ配合率 70%以上 塗工されているものについては、塗工量が両面で 12g/m ² 以下であること。	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

平成19年10月19日一部改正

平成23年 4月 1日一部改正

平成25年 4月15日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

2 文具・事務用品

◆判断基準の共通取扱事項

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は植物を原料とするプラスチックが使用されていること。ただし、ポストコンシューマー材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の20%以上。
- ② 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材などの木材が使用されていること。
- ③ 金属を除く主要材料が紙の場合は、紙の原料は古紙パルプ配合率が50%以上であること。
- ④ エコマーク認定基準を満たすこと。

特定調達品目	判断基準	配慮事項
[筆記具]		製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
シャープペンシル	再生材を使用	
シャープペンシル替芯	再生材を使用・判断基準は容器に適用	
ボールペン	再生材を使用。芯の交換が可能	
水性マーカー	再生材を使用	
サインペン	再生材を使用	
蛍光ペン	再生材を使用	
鉛筆	再生材を使用	
マジック	再生材を使用	
油性マジック	再生材を使用	
水性マジック	再生材を使用	

〔テープ類〕	
セロハンテープ	古紙パルプを配合していること（巻き芯）
布粘着テープ	再生材を使用
〔紙製品〕	
封筒	古紙パルプ配合率 40%以上
ノート	古紙パルプ配合率 70%以上
付箋	紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上
インデックス	紙の原料が古紙パルプ配合率 70%以上
プリンターラベル	ラベル、剥離紙に再生紙使用（古紙パルプ配合率 70%以上）
画用紙	古紙パルプ配合率 70%以上
色画用紙	古紙パルプが配合されているもの
原稿用紙	古紙パルプ配合率 70%以上
板目紙	古紙パルプ配合率 70%以上
模造紙	古紙パルプ配合率 70%以上
〔ファイル類〕	
フラットファイル	古紙パルプ配合率 70%以上
Z式（パンチレス）ファイル	古紙パルプ配合率 70%以上
パイプ式ファイル	表紙芯材の古紙パルプ配合率 70%以上、とじ具が分離可能
チューブファイル	古紙パルプ配合率 70%以上
ガバットファイル	古紙パルプ配合率 70%以上
ボックスファイル	古紙パルプ配合率 70%以上
カットフォルダー	古紙パルプ配合率 70%以上
個別フォルダー	古紙パルプ配合率 70%以上
持ち出しフォルダー	古紙パルプ配合率 70%以上
クロス表紙	表紙芯材板紙に再生紙が配合されているもの
クリアファイル	再生材を使用
クリアケース	再生材を使用
クリアホルダー	再生材を使用
〔その他〕	
定規	再生材を使用
のり（液状、スティック）	再生材を使用・判断基準は容器に適用（補充も含む）
はさみ	再生材を使用（ハンドル部分）
連射クリップ	再生材を使用（本体）

消しゴム	再生材を使用。判断基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用	
修正液、ペン型修正液	再生材を使用（本体）	
修正テープ	再生材を使用（本体）	
ステープラー	再生材を使用（カバー部分）	
スタンプ台、朱肉	再生材を使用（ケース）・インク又は液が補充できること	
トナーカートリッジ	リサイクル品を使用	
植物性インキ	植物由来の油を使用	
テープ印字機等用カセット	繰り返して使用することが可能であるもの	
テープ印字機等用テープ	テープ印字機等をそのまま使用できるもの	

(注) 1 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程利用されるものは除く。）。

2 文具類の共通基準は、金属以外の主要材料としてのプラスチック、木質又は紙を使用している場合に定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。

平成25年 4月15日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

平成29年 4月 3日一部改正

平成30年 4月 2日一部改正

令和2年 4月 1日一部改正

令和4年 4月 1日一部改正

3 文書保存箱

特定調達品目	判断基準	配慮事項
文書保存箱	古紙パルプ配合率 80%以上	

平成28年 4月 1日一部改正

4 機器類

特定調達品目	判断基準	配慮事項
机	再生材を使用	修理及び部品交換が可能である等長期間の使用が可能、もしくは分解が容易である
椅子	再生材の基準として、金属を除く主要材料が次のいずれかの要件を満たすこと。(※1)	
棚		
収納用什器（棚を除く）		

掲示板	スチック(※2)がプラスチック重量の10%以上使用されていること。 ② 木質の場合にあっては、間伐材等の木材が使用されていること。 ③ 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。	等部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
黒板		
ホワイトボード(※3)		

※1 機器類の共通基準は、金属以外の要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質または紙を使用していないものを排除するものではない。

※2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

※3 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。

平成28年 4月 1日一部改正

5 OA機器

特定調達品目	判断基準	配慮事項
コピー機、ファクシミリ、プリンター及びその複合機	国際エネルギースタープログラム基準に適合していること。 紙の使用量を削減できる機能が付いていること。(両面コピー/印刷機能、複数ページコピー/印刷機能)	鉛、水銀、カドニウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリプロモビフェニル、ポリプロモジフェニルエーテル)を極力含まないこと。
パソコン	PCグリーンラベルの認定を受けていること。 上記のラベル表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。	部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 再使用部品や再生プラスチック材が多く使われていること。

6 照明

◆配慮事項の共通取扱事項

製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

特定調達品目	判断基準	配慮事項
蛍光灯照明器具	省電力型であること。	H f インバータ方式器具であること。 分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
L E D 照明器具	省電力型であること。	分解が容易である等素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

※蛍光管の項目は削除。

平成 25 年 4 月 15 日一部改正

平成 30 年 4 月 2 日一部改正

平成 31 年 4 月 1 日一部改正

7 自動車

特定調達品目	判断基準	配慮事項
乗用車（※1）	次に掲げる自動車であること。 ① 電気自動車 ② 天然ガス自動車 ③ ハイブリッド自動車 ④ プラグインハイブリッド自動車 ⑤ 燃料電池自動車 ⑥ 水素自動車	部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。
乗用車以外（※2）	次に掲げる自動車であること。 ① 乗用車の判断基準を満たす車両 ② 天然ガス自動車 ③ クリーンディーゼル自動車 ④ 一定の燃費性能を満たす車両（※3）	部品の再使用又は素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。

※1 乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。ただし、用途に支障がある場合は、対象外とする。

※2 用途に支障がある場合は、対象外とする。

※3 平成27（2015）年度燃費基準値の+5%超過達成レベル

平成27年 2月18日一部改正

平成30年 4月 2日一部改正

令和4年 4月 1日一部改正

8 制服・作業着・作業手袋・モップ・靴

特定調達品目	判断基準	配慮事項
<p>制服</p> <p>作業服</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと。</p>	<p>製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
<p>作業手袋</p>	<p>主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が製品全体重量比50%以上</p> <p>② ポストコンシューマー材料からなる繊維が製品全体重量比50%以上</p> <p>③ 未利用繊維が製品全体重量比（すべり止め塗布加工部分を除く。）で50%以上使用。</p> <p>④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p>	
<p>モップ</p>	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比25%以上</p> <p>② 製品使用後に回収・再使用のためのシステムがあること。</p>	
<p>靴</p>	<p>甲部に使用されるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が甲材の繊維部分全体重量比25%以上（ポリエステル繊維の配合率が低い場合（甲材の繊維部分全体重量の50%未満）の緩和措置あり）</p> <p>② 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上</p> <p>③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが甲材の</p>	

	繊維部分全体重量比 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率 10%以上
--	--

平成29年 4月 3日一部改正

平成30年 4月 2日一部改正

令和4年 4月 1日一部改正

9 寝装寝具

特定調達品目	判断基準	配慮事項
毛布 ふとん	再生PET樹脂からつくられるポリエステル等の再生材料を使用していること。	製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

10 納入印刷物

特定調達品目	判断基準	配慮事項
報告書類 [予算書・決算書等]	本文の古紙パルプ配合率 70%以上 (本体に色上質紙を用いる場合は、古紙パルプを配合しているもの) かつ本文の白色度 70%程度以下	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
定期刊行物類 [広報・市議会だより等]	古紙パルプ配合率 70%以上 (本体に色上質紙を用いる場合は、古紙パルプを配合しているもの) かつ白色度 70%程度以下	
パンフレット類 [パンフレット・ポスター・チラシ等]	古紙パルプ配合率 70%以上 (本体に色上質紙を用いる場合は、古紙パルプを配合しているもの) ただし、多色刷り及び写真使用の場合は古紙パルプ配合率 40%以上	
封筒	古紙パルプ配合率 40%以上 (色つきの封筒については、古紙パルプを配合しているもの)	

(注) 1 印刷物は、原則バイオマスを含むインキを使用する。

2 窓開き封筒については、窓開きの部分はグラシン紙を使用すること。なお、印刷の際に「この封筒は窓部分を含めて再利用できますので、資源としてお出してください。」の語句を明記する。

平成19年10月19日一部改正

平成28年 4月 1日一部改正

令和 2年 4月 1日一部改正

1.1 衛生用品

特定調達品目	判断基準	配慮事項
トイレトペーパー	古紙パルプ配合率 100%であること。	製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
ティッシュペーパー		

平成28年 4月 1日一部改正

1.2 ごみ袋等

特定調達品目	判断基準	配慮事項
プラスチック製ごみ袋	次のいずれかの要件を満たすこと ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上 ②植物を原料とするプラスチックがプラスチック重量の25%以上 ③エコマーク認定基準を満たすこと 又は同等のもの	可能な限り軽量化が図られていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

令和 3年 4月 1日一部改正

1.3 参考

環境ラベル・低排出ガスステッカー（別紙）